

# 障害のある方の安定的な雇用や職場定着を支援します！

## 補助対象経費

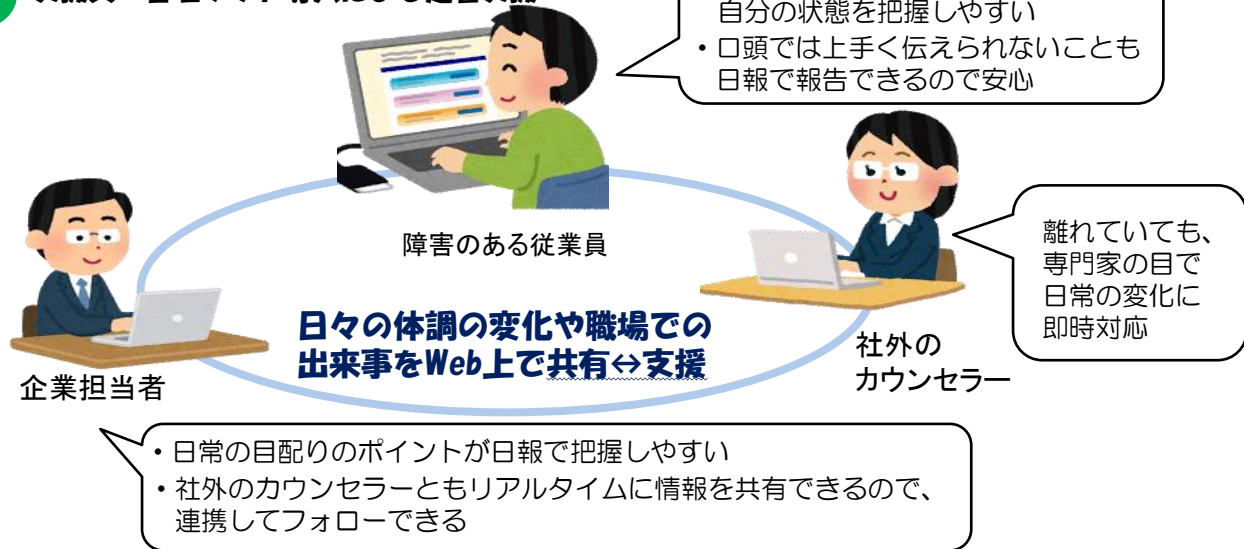
補助上限100万円！

★障害者を**常時雇用**する上で必要となる、**定着支援**に要する経費\*

（①カンパニー等外部支援員の派遣費 ②雇用管理システム等利用費 など）

\*社内に導入しようと思われる定着支援の内容をまずご相談ください。

### 例 支援員・管理ソフト導入による定着支援



## 補助対象者・対象要件

★京都府内の事業所において障害者を常時雇用し、**「合理的配慮」を提供するために必要な定着支援事業を平成30年3月31日までに完了させる予定の事業主**  
(これから実施するものが対象です！)

★次のいずれかの基準を満たしていること

(1) 事業完了時、障害者法定雇用義務履行等事業主である者（労働者数に法定雇用率2.0%を乗じて得た数（1未満の端数切り捨て）の障害者を雇用する事業主）

<例> 労働者数100人の事業主：（100×2%＝2.0→2人）2人雇用なら法定雇用義務履行等事業主  
// 99人 // ：（99×2%＝1.98→1人）1人雇用なら //

(2) 京都府内に本社があり事業完了時に（1）の要件が未達成の場合は以下の取扱いとなります。

- (ア) 過去3年障害者雇用実績なしの場合  
⇒障害者雇用計画を提出の上、相当期間内に法定雇用義務履行等事業主になること
- (イ) 過去3年障害者雇用実績ありの場合  
⇒事業完了の年度末までに法定雇用義務履行等事業主になること

## 補助上限・補助率

★補助上限：100万円

★補助率：補助対象経費の30%（常時雇用労働者数が1,000人以上の事業者は15%）

※国等の助成金等を受けたものは除きます。

## 申請期間

★平成30年2月2日（金）まで

※ただし、京都府の予算の範囲内での交付となります。

申請を予定されている方は**必ず事前相談**の上、お早めに申請してください。

（お問い合わせ先）

京都府商工労働観光部総合就業支援室 TEL：075-682-8918

申請～交付決定～実績報告～補助金支給までの流れ

申

障害者雇用に必要な合理的配慮のための定着支援を計画  
(京都府総合就業支援室に**事前相談**)



申

京都府に交付申請 (第4号様式を提出)



京都府が補助金交付を決定



申

障害者雇用に必要な**定着支援事業**の実施  
(新規雇用又は継続雇用の障害者に平成30年3月31日までに定着支援を実施)



定着支援事業完了後  
直ちに

申

京都府に**事業遂行報告・実績報告** (第8号様式を提出)



京都府が補助金の額の確定・支給



毎年4月15日までに

申

京都府に**雇用状況等の報告** (2年間) (第12号様式を提出)

補助金の要綱・要領・申請様式は  
「京都府障害者雇用施設整備事業等事業費補助金」HPをご覧ください

<http://www.pref.kyoto.jp/koyou/news/general/2015/shisetuhojokin.html>